

番号	1
項目	<p>交通政策基本計画に基づく地域公共交通におけるタクシー活用に関する補助金等の予算措置、及び高齢者等交通弱者に対するタクシー運賃補助制度導入について</p> <p>交通政策基本計画に基づく乗り合いタクシーやデマンドタクシーについては、第20次にもご回答をいただきましたが、大阪市内では今後さらに高齢化、郡部の過疎化が進行することが予測され、より実効性の高い取り組みが求められています。</p> <p>また、20次で、運転免許証返納者に対して「高齢者運転免許自主返納サポート制度」を実施し、タクシー会社に於いても10社が10%の割引を実施しているとの事ですが、その数はまだまだ少なく増加の傾向もみられません。多くのタクシー会社では、乗務員の賃金体系や経営状況から割引の実施が難しい状況です。運転免許証の自主返納を促進するためには、返納後の移動に不安がないことが最も重要です。また、自家用車を所持している方との不公平感については運転免許証の返納推進していかれるうえでは問題ないと考えますので、自動車運転免許証自主返納者や自家用車を持たない高齢者などに対して、タクシー運賃補助制度の導入を再度検討いただきますよう要請いたします。</p>
(回答)	<p>「高齢者運転免許自主返納サポート制度」は、運転免許を自主返納した後、運転経歴証明書の申請・交付を受けた大阪府在住の65歳以上の方が、サポート企業や店舗において運転経歴証明書を提示することにより、サポート企業や店舗の協力で様々なサービスを受けることができるもので、高齢運転者の交通事故防止だけでなく地域活性化や高齢者外出促進の側面も有しております。</p> <p>本市としては、大阪府・大阪府警察本部などで構成される大阪府交通対策協議会の一員として、各関係機関と連携しながらこの「高齢者運転免許自主返納サポート制度」の周知に引き続き努めてまいりたいと考えております。</p> <p>ご要望の乗り合いタクシーやデマンドタクシー活用に関する補助については、大阪市の鉄道・バスの利用率が近畿圏と比較しても高いこと等から現在のところ考えておりません。</p> <p>また、自家用車を持たない高齢者に対するタクシー運賃補助制度につきましても、自家用車を所持している方との不公平感などもあり、現在のところ考えておりません。</p>
担当	市民局 区政支援室 地域安全担当 電話:06-6208-7317

番号	2
項目	<p>近年、自転車による重大な交通事故や妨害運転などが多く発生するなか、令和6年5月に自転車の交通違反に反則金を納付させる、「青切符」による取締りの導入を盛り込んだ改正道路交通法が、可決・成立し、2年以内に施行されることとなりました。</p> <p>大阪市におかれましては、「大阪府交通対策協議会」に於いて、「自転車安全利用推進のための重点行動指針」を策定し、自転車安全利用の推進に取り組んでおられますが、自転車運転者のルール違反マナー違反は年々悪化している状況です。自転車事故をさらに減少させる為に、自転車利用者に対して更なる交通安全教育、また、自転車の安全利用を促進するための総合的な対策を関係機関と連携強化され、危険なルール違反を繰り返す自転車利用者の取り締まりと交通指導を一層強化されますよう要請いたします。</p> <p>次に、2023年7月に電動キックボードをめぐる新しいルールを盛り込んだ改正道路交通法が施行されました。改正法では、最高速度が20km/h以下など一定の基準に該当する電動キックボードは、「特定小型原動機付自転車」という新しい車両区分とされ、16歳未満の運転を禁じる一方、16歳以上であれば免許不要で運転で、ヘルメットの着用は任意です。走る場所は原則として車道ですが、最高速度6km/h以下の走行モードであれば自転車通行可能な歩道なども通行できるという事ですが、昨今電動キックボードによる事故が増加していることから、道路交通法の周知徹底とヘルメット着用の義務化などの対応を講じるよう要請します。</p> <p>また、第20次で「民間による自転車監視員制度」の導入が困難であるとの回答を頂きましたが、府民の安全確保のため行政が部局を新設し、警察官OB等を採用して自転車監視員制度の導入が出来ないか検討いただくよう要請します。</p>
(回答)	<p>自転車の安全利用に関する取組については、大阪府、大阪府警察、大阪市、堺市等で構成する大阪府交通対策協議会において、毎年「大阪府交通安全実施計画」を策定し、府下全域で、府、警察、各市町村、学校等の関係機関がそれぞれの立場で実施しております。また、同協議会では、11月を「自転車マナーアップ強化月間」と位置づけ、啓発ポスターの掲示やリーフレットの配布、キャンペーンの開催などの取組を行っているところです。</p> <p>その他にも、市立小学校の新入学児童全員に自転車ルールブックを配布する等、啓発活動を行っています。引き続き、警察等関係機関と協力の上、交通安全運動を推進してまいります。</p> <p>特定小型原動機付自転車につきましては、道路の交通方法及び罰則については道路交通法及び大阪府道路交通規則に定められており、道路の交通方法もこれらの法規によるところであります。</p> <p>法規に基づく取締りは警察の所管となりますが、本市としましては、特定小型原動機付自転車の基本ルールに関するリーフレットや安全利用ハンドブックを本市のホームページに掲載するなど、</p>

交通ルール遵守やマナー向上のための啓発活動に取り組んでおり、また、区役所や警察署、関係団体等で構成された「交通事故をなくす運動」区推進本部を各区に設置し、交通安全教室、街頭啓発活動など、市民協働による交通安全運動を実施しているところです。

担当	市民局 区政支援室 地域安全担当	電話:06-6208-7317
----	------------------	-----------------

番号	3	
項目	<p>高齢化社会が現実になっている状況を鑑み、移動困難者の移動、利便性をどのように確保していくのが重要な課題となっており、環境に優しく誰でも安全・安心に利用できる公共交通の重要性が高くなっています。近年、人口減少が続き、新型コロナウイルス終息後も、鉄道・バス・タクシー等の公共交通利用者数はコロナ前までには戻らず、公共交通事業の運営は厳しい状況が続いており、路線の廃止や縮小などが進んでいます。大阪市におかれましては、交通政策基本法に基づき、交通に関する施策を総合的・計画的に推進するための交通政策基本計画を策定され、公共交通を基本に据えた都市内交通の整備に取り組まれています。災害時等、緊急時の輸送体制の確保及び駅前広場の整備においては、バスターミナル、タクシープールの整備、送迎スペースの確保やバス、タクシー、自家用車の分離など、安全性の高い交通施設整備をより一層進めていただくよう要請します。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>大阪市では、公共交通を基本に据えた都市内交通の整備に取り組み、鉄道を中心に、これをバスが補完する公共交通ネットワークの形成を進めています。</p> <p>また、国においては平成 25 年 12 月に施行された交通政策基本法に基づき、交通に関する施策を総合的・計画的に推進するための交通政策基本計画(第2次計画)が令和3年5月に閣議決定されました。</p> <p>その方針は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もがより快適で容易に移動できる、生活に必要な交通の維持・確保 ・我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化 ・災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現 <p>となっており、本市においても、この方針に基づいた交通施策を進めています。</p> <p>今後も引き続き、国の動向を見極めながら交通政策に取り組んでまいります。</p>	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課	電話:06-6208-7846

番号	4
項目	<p>大阪府・大阪市は共同で 2014 年 8 月に国家戦略特区としてタクシー規制緩和を目指す「タクシー規制緩和特区」を政府に求められ、第 20 次のご回答では、国において検討が進められる際には、提案者の立場で大阪市とともに参画するとのことでした。しかし、現在のタクシーを巡る状況充分に鑑み、将来に渡り持続可能な公共交通を構築することを目的とした取り組みを要請します。</p> <p><u>また、全国で大きな問題になっています「一般の運転手が自家用車を使って有償で人を輸送する自家用ライドシェア」については、公共交通を破壊し、規制のないダイナミックプライシングなど利用者の負担増になることも懸念されます。国に於いて、運行における安全の確保や利用者の保護等に関する観点から課題があり、現行の道路運送法では自家用ライドシェアの導入については認めないとの方針を堅持されたい。</u></p>
<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>大阪市では、国が示す交通空白地に該当しておらず、恒常的なタクシー不足は発生しておりません。</p> <p>一方で、一部の曜日・時間帯においては、タクシーが不足している状態であることから、国では、本年4月から本市を含む大阪市域交通圏において、道路運送法第 78 条第3号に基づく自家用車活用事業の制度(いわゆる日本版ライドシェア)の運行を認めています。</p> <p>大阪府・市といたしましては、大阪・関西万博の来場者や国内外からの観光客急増、また、これにより影響を受ける府民・市民の移動に対応するため、タクシーとライドシェアの両輪で、この移動需要に対応していく必要があると考えており、万博期間中の現行制度の更なる緩和を国に求めているところです。</p> <p>引き続き、将来に渡って府民・市民の移動の自由を確保できるよう、取り組んでまいります。</p>	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話:06-6208-7867

番号	4
項目	<p>大阪府・大阪市は共同で2014年8月に国家戦略特区としてタクシー規制緩和を目指す「<u>タクシー規制緩和特区</u>」を政府に求められ、第20次のご回答では、国において検討が進められる際には、<u>提案者の立場で大阪市とともに参画するとのことでした。しかし、現在のタクシーを巡る状況十分に鑑み、将来に渡り持続可能な公共交通を構築することを目的とした取り組みを要請します。</u></p> <p>また、全国で大きな問題になっています「一般の運転手が自家用車を使って有償で人を輸送する自家用ライドシェア」については、公共交通を破壊し、規制のないダイナミックプライシングなど利用者の負担増になることも懸念されます。国に於いて、運行における安全の確保や利用者の保護等に関する観点から課題があり、現行の道路運送法では自家用ライドシェアの導入については認めないとの方針を堅持されたい。</p>
<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>2014年8月に大阪府と共同で提案しました『都市格を高める「より良質なサービス」を提供するタクシーに対する規制緩和』につきましては、国家戦略特区ワーキンググループにおいて国土交通省も交えた意見交換が行われましたが、同省との考えに隔たりがあり、引き続き関係省庁等の中で協議が進められることとなりました。</p> <p>その後、大阪市が承知している動きはございません。</p> <p>引き続き、国の動向等を注視してまいります。</p>	
担当	経済戦略局 立地交流推進部 立地推進担当 電話:06-6615-3764

番号	5
項目	<p>大阪市内における交通事故件数は、全体では減少傾向が保たれていますが、まだまだ高い数字です。交通事故を減少させる施策の一環、歩行者の通行環境の整備及び対策として道路の改良、交通安全施設の設置・改良、信号機の設置などのインフラ整備は不可欠です。ドライバーが安全で快適に運転できる施策、また、歩行者の安全施策として、市内における下記施設の検証・改善をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路案内標識の適切な文字サイズ・濃度 ・照明等の適切照度 ・道路標識、カーブミラーや信号機の適切な設置位置や高さ ・交差点等における理想的な信号制御のあり方 ・中央線、停止線、路側帯における標示手法及び濃度(消えかけている道路標示の補修を含む) ・理想的な一時停止線の位置 ・逆走への注意喚起を呼びかける標識・標示
	<p>(回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路案内標識の適切な文字サイズ・濃度 <p>本市では、文字サイズにつきましては、「大阪市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例」に基づき、定めております。また、濃度につきましては、劣化などにより視認が困難となった標識については、危険度も考慮したうえで、優先度の高いものから順次補修しております。</p> ・照明等の適切照度 <p>本市では、夜間の交通事故防止及び円滑な交通の確保を図ることを目的として、国土交通省通達の「道路照明施設設置基準」に準拠し、道路照明灯の計画的な整備を行っており、幹線道路や生活道路など道路事情に適した照明灯の配置に努めるとともに、道路照明灯整備基準に基づき適切な照度となるよう整備しております。</p> ・道路標識、カーブミラーや信号機の適切な設置位置や高さ <p>本市では、道路標識、カーブミラーの設置位置等につきましては、関係法令などの基準に基づき、通行の妨げにならないような箇所に設置を行っております。</p> ・中央線、停止線、路側帯における標示手法及び濃度(消えかけている道路標示の補修を含む) <p>本市では、市民のみなさまが道路を安全・安心に通行していただけますよう、令和6年度末までに幹線道路の劣化している区画線を、令和8年度末までに生活道路の消えている区画線の補修完了をめざして、取り組みを進めております。なお、停止線などの交通の規制及び指示に関するものは、道路標示といい、公安委員会が所管しておりますので、情報共有を行うなど連携して引き続き取り組んでまいります。また、改良が必要な箇所につきましても、交通管理者と協議を進めながら優先度が高いものから順次対策を行ってまいります。</p>

担当	建設局 道路河川部 道路課(交通安全施策担当)	電話:06-6615-6862
	建設局 企画部 工務課(道路公園設備担当)	電話:06-6615-7261
	建設局 道路河川部 道路課(道路維持担当)	電話:06-6615-6801